

注 意

★本会議は一般に公開され、原則、個人でも団体でも自由に傍聴することができます。車椅子用傍聴席も設けています。

★傍聴席では、全て係員の指示に従ってください。

傍聴のときに守ること



傍聴席では静粛にすること。
(私語は控えること。)



拍手などで賛成、反対を表明しないこと。
周囲に対して示威的行為をしないこと。



携帯電話・スマートフォン等は、電源を切るか、音を発しない状態にすること。



飲食をしないこと(体調管理のための水分補給を除く。)
※水分補給をする場合は、水筒やペットボトルなどフタ付きの容器の使用をお願いします。



写真や動画の撮影、録画、録音をしないこと。
※議長の許可を得た報道関係者等は除く



ペット同行での傍聴はお控えください。
(盲導犬・介助犬などを除く。)

その他会議を妨害したり、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
注意事項を守らない場合は退出していただくことがあります。

市議会のしおり



傍聴中の方が一瞬の災害の際には、**防災頭巾**をご利用ください

傍聴席の背もたれは、防災頭巾です。
傍聴中に、万が一地震などが起きた場合には、椅子から取り外してカバーを取り、頭巾を頭からかぶって避難してください。



●市政と市議会



私たちが住む地域社会や生活に欠かせない問題は、市民全員で論議して解決することが民主主義の原点です。

しかし、現実には全ての市民が集まって話し合うことはできないので、代表者を選びその代表者に市政の運営を委ねています。

この代表者が市議会議員です。

市議会は、市という公共団体の意思を決める役目を持っており、市長は、市議会の決めた意思に基づいて、市民のための仕事を実際に行う義務があります。

このように、市議会と市長は、車の両輪のように対等な立場で互いにけん制しながら、バランスを保つことで適正に市政が運営できるしくみになっています。

●市議会のしくみ

◆議会

大津市では、毎年5月に議会を開会し1年間を会期とする通年議会としています。

5月の「定例会招集会議」で正副議長などの選任を行います。

また、6月、9月、11月及び翌年の2月を定例として「通常会議」を開きます。そのほかに必要なときは「特別会議」を開きます。

◆議員

議員定数は、条例によって定められています。

大津市では、現在 38 人の議員で議会が構成されています。

◆議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は、議会を代表し、議事の整理や議会の事務について指示等を行います。

副議長は、議長が不在のとき等に議長の職務を行います。

◆会派

自分たちの考えを最も効果的に反映させるため、所属政党や主義・主張を同じくする議員が集まって会派をつくっています。

◆本会議

本会議は、議案などを審査し、議会の最終的な意思を決めるところです。提出した議案について市長が説明したり、議員から質問や意見が述べられます。

◆委員会

議案などは、最終的に本会議で決まりますが、広い範囲の市政をいくつかの部門に分けて、専門的に審査する委員会制度が設けられています。

◇常任委員会

常に設置されている委員会です。現在、次の5つの委員会があります。任期は1年です。

- 総務常任委員会
- 教育厚生常任委員会
- 生活産業常任委員会
- 施設常任委員会
- 予算決算常任委員会

◇特別委員会

必要に応じて所定の事項を審査・調査するために設置される委員会です。

◇議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るために、条例に基づき設置されています。各会派の代表者で、議会運営等について会派間の調整等を行います。

委員は、各会派の所属議員数に応じて選出されます。



☆会議の流れ

